

ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（仮称）概要

目的（第一）

特定地域の振興 & 住民の生活の安定・福祉の向上

特定地域の指定（第二）

国・水資源機構のダム事業の廃止その他事業計画変更に伴い
公共用の施設の整備、住民の生活の利便性の向上、産業の振興を
図る必要がある地域について
主務大臣※が都道府県知事の申出に基づき指定

※主務大臣（第十二）
○総務大臣
○農林水産大臣
○国土交通大臣

特定地域振興基本方針（第三）

（主務大臣が策定）

- ①特定地域の振興の意義及び方向に関する事項
- ②基盤産業の再構築その他の産業の振興に関する基本的な事項
- ③既買収地の利用及び活用に関する基本的な事項
- ④公共用の施設の整備に関する基本的な事項
- ⑤住民の生活の利便性の向上及び生活再建の支援※に関する基本的な事項

※住宅の新改築等に対する助成等を含む。特定地域振興計画において同じ。

振興計画策定前に国が講ずべき措置（第十一）

特定地域振興計画（第四）

特定地域振興基本方針に基づき都道府県が策定
主務大臣に協議・主務大臣の同意

- ①特定地域の振興の基本的方針に関する事項
- ②基盤産業の再構築その他の産業の振興に関する事項
- ③既買収地の利用及び活用に関する事項
- ④公共用の施設の整備に関する事項
- ⑤住民の生活の利便性の向上及び生活再建の支援に関する事項

特定地域振興協議会（第五）

（都道府県が組織）

- ・都道府県
- ・国の関係行政機関
- ・事業実施予定の地方公共団体
- ・その他の事業実施予定者等

協議

合意形成（第六）

特定地域の住民

連絡調整

同意特定地域振興計画に基づく事業の実施（第九）

既買収地の利活用の特例（第七）

- 公共用施設に無償で使用
- 住民への優先的売却

非移転者の生活再建支援（第八）

（都道府県が実施）

- 生活再建支援金
- 住居新改築等助成金

国の交付金の交付・活用（第十）

都道府県のダム事業の廃止等の場合における地域振興策に関する都道府県の努力義務（第十三）